

広告物の落下・飛散事故は

あなたの会社やお店の 信用も落とします！

平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、歩行者を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

あぶない！



「安全管理って何をすればいいの？」

！ 危険の兆候をチェック！

早期発見が事故を防ぎます



サビ

鉄骨やボルトのサビは
破損の第一歩



汚れ

サビ汁がたれていたら、
内部が腐食しているかも？！



ズレ・
欠落

盤面のズレや取付具の
欠落は落下の前触れ



照明
不点灯

漏電の場合は、火災の危険も

「サビが出てるけど、どう対処したら…」

！ 見つけたら専門家に相談！

早期対応が費用を抑えます

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかり、事故が発生した場合は賠償責任を問われることもあります。



ポール看板の倒壊



袖看板の底部脱落

「今は大丈夫だけど、定期点検って忘れそう…」

！ 継続申請時に総合点検！

スケジュール化で持続可能に

看板は会社やお店の「顔」です。いつでもきれいでいるために、保守点検のスケジュール化が有効です。屋外広告物継続許可申請のタイミングでしっかりと安全点検を行いましょう！定期的なメンテナンスで、あなたの看板は美しく長持ち！

Q 専門家に見てもらいたいのですか？

A **屋外広告業登録業者をご活用ください**

佐賀県では、屋外広告業者の登録制度を導入し、不良業者の排除と優良業者の育成を推進しています。安全管理に関するご相談やメンテナンスは、登録業者に頼みましょう。

- 県のウェブサイト/美しい景観づくり「美しきさが」—— [佐賀県 屋外広告物](#) [検索](#)
- 佐賀県屋外広告美術協同組合 —— [佐賀市長瀬町19番4号](#) TEL 0952-29-3008

Q 屋外広告物の申請について、何か文書が来ていたようだけれど？

A **屋外広告物については、原則として広告物を設置する前に許可申請手続きを行っていただく必要があります**

このため、許可を受けていない広告物に対して、土木事務所(市役所)から手続きの案内文書を送付しております。ご案内があったときは、速やかに必要な手続きを行ってください。

なお、小規模なもの等、許可が不要(適用除外)な広告物もあります。詳細については、文書をお送りした土木事務所(市役所)までお問い合わせください。

許可が必要な広告物であるにもかかわらず、未許可のまま事故が起こった場合、民事・行政・刑事上の各分野において、広告物の設置者(会社やお店等)に対して重大な責任が生じることがあります。

Q 屋外広告物に関することは、どこに聞けばいいのですか？

A **屋外広告物の許可申請窓口にお問い合わせください**

相談窓口	電話番号	
佐賀土木事務所管理課	0952-24-4346	多久市・小城市
東部土木事務所管理課	0942-81-3414	鳥栖市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・上峰町・みやき町
唐津土木事務所管理課	0955-73-2863	唐津市・玄海町
伊万里土木事務所管理課	0955-23-4152	伊万里市・有田町
杵藤土木事務所管理課	0954-22-4234	鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町
武雄市 都市政策課	0954-27-7162	武雄市

※佐賀市内の広告物については、佐賀市屋外広告物条例が適用されます。

詳しい内容は、佐賀市 建築指導課 ☎0952-40-7172 にお問い合わせください。

屋外広告を設置・管理されている皆様へ

屋外広告物のプロだから 屋外広告業者の責務

屋外広告業者には、広告物掲出に関する法令を遵守する責務があります。
看板オーナーさんは、施工方法や規制を意識していないかもしれません。

**看板設置のコンプライアンス(法令遵守)のカギを握るのは、
屋外広告業者なのです！**



看板落下事故を防ぐために…

広告物設置者と管理者には、管理義務があります！

- 許可が不要な広告物(小規模な自家用広告物等)でも管理義務はかかります。
- ひとたび事故が起こった場合、設置者のみならず施工者・管理者も責任を問われることがあります。
- 長年積み重ねてきた信頼を一瞬で失うことになるかもしれないのです。

屋外広告物条例 第1条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

責務1

！ オーナーさんに維持管理の重要性をアピールしましょう

管理義務があるといっても、オーナーさんはコストを気にするかもしれません。しかし事故が起これば会社やお店の信用を落とし、さらに巨額の賠償責任を負うかもしれないのです。早期発見・早期対応が、長い目でみればコストカットにつながることを説明しましょう。新設の際に耐久性の高いものや後の点検が楽なものにするのも有効です。

責務2

！ 手がけた物件は、適切な時期に必要なメンテナンスをアドバイス

看板は、雨や強い日差し、潮風などにさらされているので、設置環境によって耐用年数は変わります。見えない部分で腐食がすすんでいることも多く、目視点検だけでは足りないこともあります。看板設置後もオーナーさんをフォローして、適切な時期に必要なメンテナンスを提案しましょう。

？ どうすればいいの？ 「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を活用してください ●詳しくは [佐賀県 屋外広告物](#) [検索](#)

広告物の掲出にはルールがあります **地域の規制を守って看板を設置しましょう！**

- 看板は、許可が必要なものと必要ないものがあり、掲出できる場所・大きさ等のルールがあります。
- 屋外広告物条例で地域にあわせて規定されているため、掲出地域によって規制内容は異なります。
- 併せて道路占用許可・工作物確認・景観条例等の関係規定も守らなければなりません。

責務3

もちろん、県の登録を受けずに屋外広告業を営むことは論外です。

！ 掲出地域の屋外広告物条例&関係法令を守った看板にしましょう

オーナーさんは掲出地域の広告物規制の内容を認識していないかもしれません。規制があることを説明し、基準に合う場所・大きさ・色にすること、許可が必要な看板は必ず許可申請をすることをオーナーさんに周知してください。

？ どうすればいいの？ 屋外広告物規制について不明な点は許可申請窓口にお問い合わせください